

鴻巣市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領

第1 目的

公共工事の適正な品質を将来にわたって確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者が、その能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境を整備することが不可欠となっている。

この要領は、CCUS活用モデル工事（推奨型）（以下「モデル工事（推奨型）」という。）及びCCUS活用モデル工事（義務型）（以下「モデル工事（義務型）」という。）を試行することにより、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及及び活用拡大を図り、もって中長期的に社会資本整備の担い手である技能者の確保及び育成を促進することを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 この要領において「CCUS」とは、一般財団法人建設業振興基金が運営する技能者の資格、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積するシステムをいう。
- 2 この要領において「下請事業者」とは建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5号に規定する下請人をいう。
- 3 この要領において「技能者」とは、元請事業者及び下請事業者の直接的な作業を行う、技能を有する労働者をいう。
- 4 この要領において「事業者登録」とは、CCUSに事業者情報の登録を行うことをいう。
- 5 この要領において「技能者登録」とは、CCUSに技能者情報の登録を行うことをいう。
- 6 この要領において「管理者ID登録」とは、元請事業者が元請事業者がCCUSに現場管理者の登録を行うことをいう。
- 7 この要領において「カードリーダー」とは、CCUSの技能者の就業履歴情報の登録に対応した、現場に設置する端末をいう。
- 8 この要領において「就業履歴情報登録」とは、技能者による現場での建設キャリアアップカードを用いた就業履歴の情報又はCCUSに直接入力した情報の登録を行うことをいう。
- 9 この要領において「現場利用料」とは、CCUSの技能者の就業履歴情報の登録（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請事業者として現場管理者を登録する事業者が支払いを行う費用をいう。
- 10 この要領において「モデル工事（推奨型）」とは、受注者がCCUS活用を希望する工事をいう。
- 11 この要領において「モデル工事（義務型）」とは、発注者が受注者に対しCCUSの

活用を義務付ける工事をいう。

第3 対象とする工事

モデル工事は原則として設計金額が5,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の工事又は発注者が指定する工事で、次の各号のいずれかに該当する工事以外の工事とする。

- (1) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- (2) 実工期（休日を除く。）が30日未満の工事
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がモデル工事になじまないと判断した工事

第4 発注方法

発注者がモデル工事として選定する場合は、入札公告及び特記仕様書等において、別紙に基づきモデル工事の対象である旨を記載する。

第5 実施内容及び確認方法

- 1 受注者は、「モデル工事（推奨型）」又は「モデル工事（義務型）」としてCCUSを活用するときは、試行内容と達成目標等を施工計画書に記載し発注者に提出するものとする。
- 2 受注者は、モデル工事として次の各号に掲げる実施項目を当該各号に定めるところにより試行するものとする。
 - (1) 事業者登録
元請事業者の登録を完了すること。
 - (2) 技能者登録
元請事業者又は下請事業者の技能者のうち1名以上の登録を完了すること。
 - (3) 管理者ID登録
元請事業者が現場管理者の登録を完了すること。
 - (4) カードリーダー設置
カードリーダー又は就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダーを設置すること。
 - (5) 就業履歴情報登録
技能者登録の対象者の就業履歴情報を登録し、その情報の蓄積を30日以上行うこと。
- 3 受注者は、CCUSの活用にあたっては、システムの運用主体である一般財団法人建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき適正に実施するものとする。
- 4 受注者は、不測の事態等によりCCUSが活用できなくなった場合には、変更施工計

画書を作成し、その旨を速やかに発注者に報告するものとする。

- 5 受注者は、モデル工事において受注者が実施した実施項目について、以下の書類を工事記録に添えて現場完了時に発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	確認（提出）書類
(1) 事業者登録	事業者登録完了メールの写し
(2) 技能者登録	技能者登録完了メールの写し
(3) 管理者 I D 登録	現場管理者 I D 登録完了の写し
(4) カードリーダー登録	カードリーダー等の設置状況写真
(5) 就業履歴情報登録	就業履歴一覧表

ア 提出書類は、各実施項目について、実施状況が確認できれば他の確認書類に代えることができる。

イ 受注者は、各種登録完了メールについて、ログイン I D、パスワード、本人確認番号その他の個人情報が記載されている場合は、提出時には当該情報が記載された箇所を黒塗りしなければならない。

ウ 工事契約締結前に事業者登録や技能者登録を行っている場合は、達成条件を満たしているものとする。

第6 工事成績評定への反映

- 1 発注者は、モデル工事において受注者が実施した実施項目について、全て達成した場合は、鴻巣市建設工事成績評定において、以下のとおり加点するものとする。

評価対象となる実施項目	評価基準	加点（推奨型及び義務型）
(1) 事業者登録	(1)～(5)の全ての項目について、登録が確認できる。	成績評定要領の考査項目「5. 創意工夫」において1点の加点とする。
(2) 技能者登録		
(3) 管理者 ID 登録		
(4) カードリーダー設置		
(5) 就業履歴情報登録		

※工事成績評定の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となる。

- 2 モデル工事（推奨型）の受注者が、評価対象となる実施項目について、評価基準を達成できなかった場合は、工事成績評定点を減点する措置は講じないものとする。
- 3 モデル工事（義務型）の受注者が、評価対象となる実施項目について、評価基準を達成できなかった場合は、成績評定要領の考査項目「7. 法令順守等」において1点の減点とするものとする。

ただし、CCUSの運営主体による登録事務の遅れによりCCUSを活用できなかった場合については、この限りではない。

第7 CCUS活用にかかる費用

CCUS活用のための費用のうち、カードリーダー等設置費用及び現場利用料について、受注者から支出実績を証する資料が提出され、変更契約の求めがあった場合、受注者及び発注者の協議により、次の各号に掲げるところにより支出実績に応じた金額を共通仮設費（建築一式工事の場合は負担金）として積み上げ計上し、変更契約の対象とする。

この場合において当該費用は現場管理費率及び一般管理費等の対象外として積算する。

- (1) カードリーダー又は就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき新規購入に限り費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な活用を推進する観点から、リースの場合は費用を計上しない。また、就業履歴の蓄積に使用する機器（パソコン、タブレット等）の設置費、通信費等は計上しない。

現場で使用するOS	費用計上の上限	台数
Windows	10,000 円／台（税抜）	1 工事あたり 2 台を上限とする。
ios	30,000 円／台（税抜）	

- (2) 現場における現場利用料（カードタッチ費用）は、当該現場に係る現場利用料の明細等に基づき費用を計上する。

また、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、CCUSへの事業者登録、技能者登録にかかる費用及び管理者ID利用料は計上しない。

第8 その他

この要領に定めのない事項については、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

別紙

(入札公告及び特記仕様書へのモデル工事の対象である旨の明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

その他

本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事(※型)の試行対象工事である。

なお、試行の実施は「鴻巣市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」によるものとする。

※発注方式により、「推奨」又は「義務」を記入

<特記仕様書>

建設キャリアアップシステム活用モデル工事

本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事(※型)の試行対象工事である。

なお、試行の実施は「鴻巣市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」によるものとする。

※発注方式により、「推奨」又は「義務」を記入